

要 望 書



【2011年4月1日撮影】

平成24年6月7日

福島県双葉郡浪江町長 馬場 有

双葉町長 井戸川 克隆

被災者の健康に対する安心の確保

東日本大震災から1年が経過し、東日本大震災による福島第1原子力発電所事故により避難指示がなされた被災者の多くは高濃度の放射線にさらされた場所に一時避難を余儀なくされる結果となり、さらに、避難に時間を要した多くの住民も含め、被ばくに対する健康不安が生涯にわたり付きまとい精神的、肉体的に極限状態に陥った者も数多く見受けられます。特に子供達の健康に対する管理体制の強化並びに健康不安の解消が最も大切であると考えております。

そこで、避難を余儀なくされた自治体として、全被災者に対し放射線健康管理手帳を交付し、健康管理、健康保持に努めると共に被ばくが起因とされる内部被ばく検査及び甲状腺等の検診を行うことといたしました。

しかしながら、手帳の持つ意味は、賠償を含め公的なものでなければなりません。

国は、原発事故を想定したシミュレーションシステムを構築していたにもかかわらず、緊急時迅速放射能影響予測システム（SPEEDI）による情報を当町にもたらしませんでした。その結果、多くの町民は、放射線被ばくという生涯にわたる健康不安を与えられたものとなったことは事実であります。

したがって、原発事故により避難を余儀なくされた被災者に対し、生涯にわたる健康不安に対する賠償並びに全国に避難している被災者への検診体制の確立を含め、医療費無料化の制度を構築することが国の責務と考えております。

つきましては、被災者の医療費に対する経済的不安の解消、さらに、健康に対する安心の確保が必要であり、以下について特段のご配慮をいただきたく、強く要望いたします。

1 健康に対する安心確保に係る要請項目

原爆被爆者手帳と同等の法整備を求めるとともに、以下の点について法制化し、恒久的に措置いただきたい。

- ① 原発事故の被災者が検査や検診・治療を受ける際は、医療費を無料にすること。
- ② 被災者の長期的な健康確保のため、健康管理手当、保険手当、医療特別手当などの諸手当を交付すること。
- ③ 上記手当などを継続的かつ確実に受けられるようにするため、被災者に対して、法律に基づいた放射線健康管理手帳を交付すること。
- ④ 上記項目について、平成24年8月末日までご回答いただきたい。

2 全国規模の医療体制の構築

被災者は全国に所在するため、全国各地で検査や検診・治療を受けられるよう、全国の医療機関にホールボディカウンターなど内部被ばく検査などを実施できる医療機器を設置するとともに、医療専門家を配置し、被害者の安心する医療体制を構築いただきたい。

- ① 全国の公立病院、大学病院にホールボディカウンターを設置し、内部被爆検査を早期に実施すること。
- ② 全国に避難している被災者が、放射線を起因とする甲状腺ガン他の検診をいつでも受診できるように全国の医療機関に周知させること。
- ③ 上記項目について、平成24年8月末日までご回答いただきたい。